

太田市り災証明書等交付要綱

太田市り災証明書交付要綱（平成26年7月1日太田市制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定する災害（火災を除く。）によって生じた被害の状況に関する証明書の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物をいう。
- (2) 住家以外の物件 神社、仏閣等の住家以外の建築物、建築物に付随する外構及び構築物又は自動車等の動産その他これに類するものをいう。

（証明書の種類及び内容）

第3条 この要綱により交付する証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの証明書の内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) り災証明書（様式第1号） 法第90条の2第1項に規定するり災証明書で、災害による住家の被害について、実地調査等によりその事実を市が確認することができる場合に限り、その被害の程度について証明するもの
- (2) 被災届出証明書（様式第2号） 災害による被害を受けた住家であることが確実な証拠によって立証できない場合の当該被害又は住家以外の物件の被害について、市長に届け出た旨を証明するもの

2 前項の規定に基づき市長が交付する証明書は、災害による被害額を証明しないものとする。

（証明書の対象）

第4条 証明書の対象となるものは、市内で発生した災害により被害を受けた住家又は住家以外の物件とする。

（証明書の交付対象者）

第5条 証明書の交付を申請することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 災害により被害を受けた住家に現に居住している者
- (2) 災害により被害を受けた住家又は住家以外の物件の所有者及び使用者
- (3) 前2号に掲げる者の相続人

(4) 前3号に掲げる者から証明書の交付申請について委任を受けた者

(証明書の交付申請)

第6条 り災証明書の交付を受けようとする者は、災害によって被害を受けた日の翌日から起算して3か月以内になり災証明書交付申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

2 被災届出証明書の交付を受けようとする者は、被災届出証明書交付申請書(様式第4号)に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 被災の状況が分かる写真

(2) 前号に掲げるもののほか、被災の状況が分かる書類等

3 前2項の場合において、申請者は、公的身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、旅券等)により、申請者本人であることを示す書類を提示しなければならない。

(調査及び被害程度の認定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、内閣府が定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針等(以下「指針等」という。)に基づき、調査及び被害の程度の認定を行うものとする。ただし、当該申請に係る被害について、申請者が指針等に規定する準半壊に至らない(一部損壊)(以下「一部損壊」という。)に該当すると自ら判断しており、かつ、被害の状況を示す写真等の資料から、当該被害の程度が一部損壊に該当することが一見して明らかである場合は、調査を省略することができる。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、同項各号に掲げる書類により被災状況を確認することとし、原則として調査を行わないものとする。

(証明書の交付)

第8条 市長は、前条の規定による調査、被害の程度の認定、被災状況の確認を行った後、り災証明書又は被災届出証明書を交付するものとする。

(再調査の申請)

第9条 り災証明書の交付を受けた者が、当該り災証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該り災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して1か月以内に、被害認定再調査申請書(様式第5号)を市長に提出し、その再調査を申請することができる。ただし、第7条第1項ただし書の規定により調査を省略した場合は、この限りでない。

(手数料の免除)

第10条 証明書の交付に係る手数料は、太田市手数料条例(平成17年太田市条例第7

9号) 第6条第1項第3号の規定により、免除するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。